

令和 7 年 3 月 19 日提出

有資格業者の指名停止を行いました

標記について、次のとおりお知らせします。

日 時	令和 7 年 3 月 19 日(水) ～ 令和 7 年 5 月 18 日(日)							
場 所	－							
内 容	諫早市は有資格業者を下記のとおり指名停止としました。 記 <table><tr><td>指名停止業者</td><td>【登録部門:建設工事・物品等】 パナソニック EW エンジニアリング株式会社 代表取締役 藤井 和夫 大阪府大阪市中央区域見二丁目 1 番 61 号</td></tr><tr><td>指名停止期間</td><td>2 か月</td></tr><tr><td>指名停止の理由</td><td>パナソニックEWエンジニアリング(株)は、資格要件を満たさない者を工事現場の主任技術者等として配置していたことが、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当するとして、国土交通省近畿地方整備局又は国土交通省関東地方整備局から監督処分(営業停止)を受けたことによる措置。 諫早市入札参加資格者指名停止措置要領 第1「別表第2第8号(建設業法違反行為)」該当 諫早市物品調達等入札参加資格者指名停止措置要領 第1「別表第2第8号(不正又は不誠実な行為)」該当</td></tr></table>		指名停止業者	【登録部門:建設工事・物品等】 パナソニック EW エンジニアリング株式会社 代表取締役 藤井 和夫 大阪府大阪市中央区域見二丁目 1 番 61 号	指名停止期間	2 か月	指名停止の理由	パナソニックEWエンジニアリング(株)は、資格要件を満たさない者を工事現場の主任技術者等として配置していたことが、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当するとして、国土交通省近畿地方整備局又は国土交通省関東地方整備局から監督処分(営業停止)を受けたことによる措置。 諫早市入札参加資格者指名停止措置要領 第1「別表第2第8号(建設業法違反行為)」該当 諫早市物品調達等入札参加資格者指名停止措置要領 第1「別表第2第8号(不正又は不誠実な行為)」該当
指名停止業者	【登録部門:建設工事・物品等】 パナソニック EW エンジニアリング株式会社 代表取締役 藤井 和夫 大阪府大阪市中央区域見二丁目 1 番 61 号							
指名停止期間	2 か月							
指名停止の理由	パナソニックEWエンジニアリング(株)は、資格要件を満たさない者を工事現場の主任技術者等として配置していたことが、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当するとして、国土交通省近畿地方整備局又は国土交通省関東地方整備局から監督処分(営業停止)を受けたことによる措置。 諫早市入札参加資格者指名停止措置要領 第1「別表第2第8号(建設業法違反行為)」該当 諫早市物品調達等入札参加資格者指名停止措置要領 第1「別表第2第8号(不正又は不誠実な行為)」該当							
問い合わせ先	諫早市 企画財務部 契約管財課 担当:今泉、川内、平井 電話番号:0957-22-1500(内線3681) E-mail: keiyaku@city.isahaya.nagasaki.jp							
担当課	同上							
備 考 (記事解禁日等)								